

第2号議案

平成27年度事業計画(案)

電波の公平かつ能率的な利用により、公共の福祉の増進及び海難防止の推進のため、海岸局の堅実な維持運営と通信体制の確立を計り、次の事業を行います。

1、海岸局の運用及び設備関係

安全操業及び救難通信の確保のため、要急通信・漁業通信・その他各通信に万全を期し次のとおり運用いたします。

- ① 陸船間波(27メガ及び40メガ)陸上通話波(40メガ)による常時運用を行います。
- ② 緊急波(27524kHz)及び全国共通波(40メガ118チャンネル)の無休聴守をします。
- ③ 天気予報の定時放送毎日5回(06:30-09:30-12:30-18:20-21:30)及び気象注意報・警報等発表の都度通報します。
- ④ 水路通報その他航行の安全に関する事項について、周知放送(毎週金曜日に入手し事前に放送11:30-15:30-20:30)を行います。
- ⑤ 安全運行情報の通報(毎週火曜日と金曜日の23:30-02:00)を行います。
- ⑥ 海上安全の日(毎月20日)に海上安全のための注意喚起の通報を行います。
- ⑦ 27メガ及び40メガの選択呼出装置(セルコール)の活用により、通信の効率化を図ります。
- ⑧ 無線設備及び空中線系の保守整備に万全を期し、運用に支障のないように努めます。
- ⑨ 他県及び外国との混信の除去につとめ、陸船間通信の正常化を図ります。
- ⑩ レジャー用海岸局(周南海上情報通信センター)との利用の調整を行い、円滑な運用を図ります。
- ⑪ 急を要する通信及び指導を行う通信等の呼び出しを行うため、27メガの船間波等周波数を増波していますので会員の利便に供します。(陸船間波含む21波)

2、周知広報事項等

- ① 法令の遵守、通信の円滑化効率化並びに電波利用に役立つ情報の周知に努めます。
- ② 船舶の安全と操業の効率化に役立てるため、情報需要の活性化を図ります。
- ③ 法令に基づく諸申請等の通知を行います。
- ④ 定期検査の効率的な実施に協力いたします。
- ⑤ 周南無線だよりを年4回(4月・7月・10月・1月)発行し、行事その他の情報を通知します。

3、中心局体制(内海)及び海岸局のネットワーク化の推進

内海部における全漁船に対し、全時間海上情報の即時連絡体制を確立するため準会員への加入等を推進し、中心局体制(内海)及び海岸局のネットワーク化及び業務委託等の実現に努めます。

4、無線従事者の養成指導

無線従事者養成講習会を開催し、需要拡大に努め、法令指導講習会等も随時開催し、法令の遵守と運用の正常化を図ります。

5、職員の勤務体制の充実

職員の勤務体制を充実し、能率的な事業の推進を図り、情報伝達サービスに努めます。

6、会員との情報の交流及び地域社会との連携

- ① 会員及び漁業団体との懇話会を開催し、相互間の情報及び意見の交換を行います。
- ② 山口県漁業協同組合の各支店・各漁協又は地域別に情報及び意見を出し合い交換します。
- ③ 海上保安部をはじめ、地域の関係団体と連携を密にし、漁業無線の理解を深め各種行事にも積極的に参加します。

7、その他

本会の目的達成のため必要な事業を行います。